

咬んだ！咬まれた！その時には

飼い犬が人やほかの動物を咬んでしまった、
あるいは他人の飼い犬に咬まれてしまった、と
いう時にはどうしたらよいのでしょうか？



浜松市動物の愛護及び管理に関する条例

第10条 飼い犬の加害の届け出

第11条 飼い犬による被害の届け出

に基づいて、浜松市への届け出が必要です。

咬んだ犬の飼い主(加害犬飼い主)

浜松市への
届け出



獣医師による検診
(2回)



犬の診断書の
提出

被害者

浜松市への
届け出



被害届の提出

浜松市は、双方からの届け出を確認することにより、事故状況の詳細を把握して新たな事故の発生を防ぐため飼い主に対して指導や命令を行います。

浜松市が行うのは、加害犬飼い主への指導によって再発防止を図ることであり、加害犬を処分するものではありません。また、賠償等当事者間のやりとりへの介入はできません。

届け出先

中央区（三方原地区を除く）

動物愛護教育センター（053-487-1616）

浜名区・天竜区・中央区（三方原地区のみ）

保健所浜北支所（053-585-1398）